

平成 29 年度第 2 回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 平成 30 年 1 月 22 日 (月)

午後 3 時 00 分～

場 所 富良野市役所大会議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 議 事 議案第 1 号 富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の
制度改正について

5. そ の 他

6. 閉 会

富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：平成 29 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属
平 沢 幸 雄	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
市 村 英 規	団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
浅 利 俊 亮	団体推薦 (富良野金融協会会长、 北洋銀行富良野支店支店長)
荒 木 美 恵 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会)
佐 藤 邦 彦	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会长)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
(応 募 者 な し)	公募委員

議案第1号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

1. 審議会への諮問事項

富商観第56号
平成29年12月11日

富良野市中小企業振興促進審議会会長様

富良野市長能登芳昭

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。

記

1. 諒問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく
富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

（別紙のとおり）

2. 審議委員の意見と市としての考え方～別紙1のとおり

3. 答申内容の確認～別紙2のとおり

1. 制度改正（案）について

（1）店舗等新築改修費補助事業及び新規出店家賃補助事業の一部改正

【制度見直しの背景】

- 市内には学習塾、音楽教室、英会話教室、スポーツジム、ダンススクールなどが開講され、多くの市民が受講し、市民の教育・文化の振興に寄与しており、市民生活にかかわりが深いものであるといえる。このような学習塾や教室などの業種は事業対象外とされてきており、市内に新規開業した場合でも、店舗改修費や新規出店家賃の補助を受けることができないのが現状である。
- 教育・文化活動によって教養を高めようとする市民ニーズの高まりから、新たな事業として学習塾や教養・技能教授業を始めようとする事業者や市の既存事業者に対して、教育・文化振興の観点から市民生活と関わりが深いものと判断し、店舗等新築改修費補助事業及び新規出店家賃補助事業に新たな対象業種を追加して支援していくこととする。

【新たに対象とする業種】

- （日本標準産業分類）

大分類O 教育、学習支援業
中分類8 2 その他の教育、学習支援業
小分類 823 学習塾
8231 学習塾
小分類 824 教養・技能教授業
8241 音楽教授業
8242 書道教授業
8243 生花・茶道教授業
8244 そろばん教授業
8245 外国語会話教授業
8246 スポーツ・健康教授業
8249 その他の教養・技能教授業

【補助対象の考え方】

（店舗等新築改修費補助事業）

- 学習塾、教養・技能教授業については、団体及び個人が賃貸借契約した一戸建てや商業ビルにテナントとして入る場合に補助対象とする。団体や個人が

自己所有の建物で開業する場合や既に営業している場合は補助対象外とする。

(新規出店家賃補助事業)

- ・学習塾、教養・技能教授業については、団体及び個人が賃貸借契約した建物にテナントとして入る場合に補助対象とする。ただし事業主が住居も兼ねて入居する場合は、補助対象外とする。

(店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業)

- ・学習塾、教養・技能教授業の事業申請にあたっては、週3日以上の営業を行うことを条件として、申請者は事業申請時にその旨の確約書を提出しなければならない。
- ・建物を共有する連携事業者がいる場合は、建物賃貸契約者が主たる事業者として事業申請し、事業計画書の特記事項に建物を共有する連携事業者及び連携事業者との事業計画を記載するものとする。

(2) 新規開業・新事業展開事業の一部改正

【制度見直しの背景】

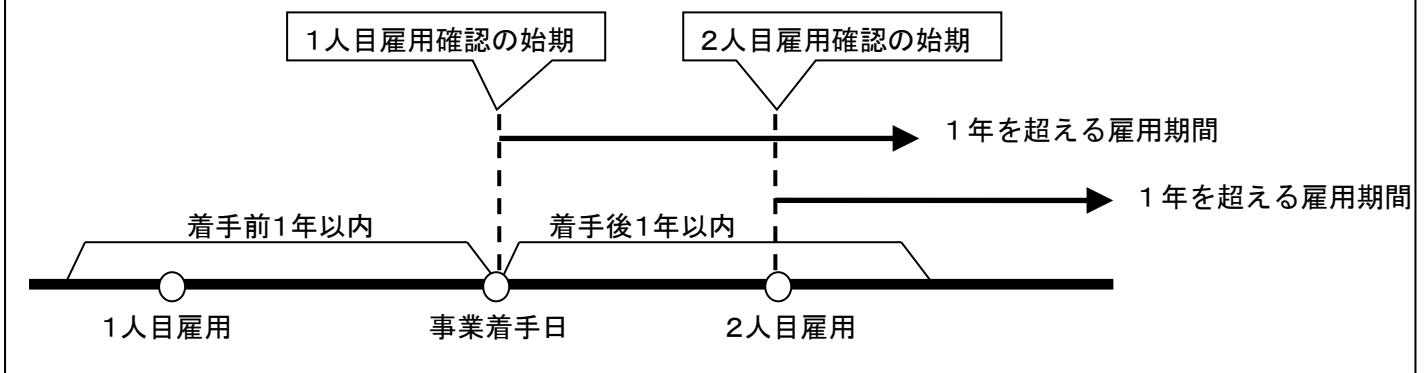
- ・新規開業・新事業展開事業の雇用奨励補助金の交付要件は、現在、事業主が労働者を「事業の着手から1年以内に、正規雇用として、2人以上新たに雇い入れ、かつ1年を超えて継続雇用していることが確認できる事業であること。」とされている。
- ・しかし、事業主が新たな開業や事業展開に伴い労働者の雇用を行うにあたっては、その業務にかかる事前研修として事業の着手前に雇用を行う場合がある。着手後の円滑な事業運営を支援する観点から、事業着手前の雇用においても補助対象とする。

【新たな補助金交付要件】

- ・雇用奨励補助金

支給要件	補助対象事業の実施に伴い、補助対象期間に、正規雇用として雇い入れ、かつ、1年を超えて継続雇用した者の人数に応じて支給します。ただし、事業に着手する日前1年以内に新たに雇用が開始された者であって、当該事業に従事していると市長が認めた者は補助対象に含むことができる。この場合の雇用期間確認における始期は事業着手日から起算するものとする。
補助金の額	新たに雇い入れた者の人数に応じて 15 万円／人
補助限度額	交付対象となる人数は 10 人まで（上限 150 万円）

<改正後の雇用期間の考え方>



(3) 学卒者地元就職促進事業（案） の新設

【制度新設の背景】

- ・近年、市内の学校と事業所が連携したキャリア教育の取り組みが盛んに行われており、新規学卒者の市内企業への関心を高めることによって、市内企業への就職率向上や大学・専門学校へ進学後、市内企業へUターン就職を促す等の効果が期待できる。よって、このような市内中学校や高等学校と市内事業所が連携した取り組みへの支援措置として以下のとおり事業を新設する。

【目的】

- ・中小企業者等が市内中学校又は高等学校と連携して行う事業を支援することで、地域産業を支える人材の育成及び確保を図り、学卒者の地元就職を促進する

【対象者】

- ・市内中学校又は高等学校と連携して行う中小企業者等。
ただし、ホテル旅館及び製造業については、本市内に主たる事務所をもたない事業者であっても、富良野市民を申請時点で3人以上正規雇用している場合は対象とする。

【対象となる事業】

- ・中小企業者等が市内中学校又は高等学校がと共同で実施する事業について対象とし、下記の経費を対象とします。

1) 機械装置等費（事業の実施に必要なものに限り、リース又はレンタルできないものに限る）	事業拡大支援事業の補助対象費目から ・雑役務費 ・車両購入費 を除いたものとし、 補助対象及び対象外の考え方は事業拡大支援事業の整理によるものとする。
2) 広報費	
3) 展示会等出店費	
4) 旅費	
5) 開発費（原材料等を含む）	
6) 資料購入費	
7) 借料	
8) 専門家謝金	
9) 専門家旅費	
10) 委託費	
11) 外注費	
12) その他市長が認めたもの	

- 申請者は、連携する学校長から事業連携に関する同意を得なければならない。
- 学卒者地元就職促進事業については、最大3年間継続して支援することができる。
- 他の補助金等の助成を受けたときは、この補助金の対象とすることはできません。
- 補助対象経費の総額が5万円未満となった場合は、この補助金の対象外となります（事業効果が小さいと判断します）。

【補助金交付の決定】

- 市長が認めた補助対象経費のうち2分の1を補助します。
- 補助金の限度額は、20万円とします。

別紙1

審議委員の意見と市としての考え方

制度改革案	審議委員の意見	市としての考え方
・高等学校等連携研究支援事業の一部改正	<ul style="list-style-type: none">・ものづくりをイメージしているということだが、そうなると実際に申請する事業者が限られてくるのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・対象となる事業者は製造業に限らず対象経費を12費目設けることで、幅広い業種を対象として汎用性が高い事業内容とします。⇒別添の事業の具体的なイメージ参考
	<ul style="list-style-type: none">・企業振興と教育は分けて考えたほうがよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・学校と企業が連携することで、学生が企業と共に考える視点を養うとともに、地元の仕事に対する一層の興味・関心を育み、地域産業を支える人材の育成につなげること目的としています。・一方、企業側にも若い人材確保・育成の為に、積極的な事業申請が行われるよう事業周知に努めていきます。
	<ul style="list-style-type: none">・市内学校に限らずあらゆる学校と連携できるよう間口を広げるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none">・地元人材の採用を考慮して対象を市内中学校及び高校としています。・市外の学校との連携については、新商品や新技術の開発等に関わるものなど外部の専門的な知見を活用することが想定され、その場合は既存の事業拡大支援事業が該当します。
	<ul style="list-style-type: none">・既存のインターンシップを後押しする方が効果的ではないか。	<ul style="list-style-type: none">・学校と企業が共同で事業に取り組むことで、在学中から企業経営の視点（ベンチャースピリット）養成や郷土への愛着を深めるねらいがあります。
	<ul style="list-style-type: none">・事業名をわかりやすいものに変えてはどうか。	<ul style="list-style-type: none">・学卒者地元就職促進事業（案）

制度改正案	審議委員の意見	市としての考え方
・店舗等新築改修費補助事業及び新規出店家賃補助事業の一部改正	・対象となる建物について日数を分けて複数人で共用する場合について、助成対象となるか。	・共用する事業者が富良野市民であり、いずれも対象業種でれば補助対象となります。その場合、建物賃貸契約者が主たる事業者として事業申請し、事業計画書の特記事項に建物を共用する連携事業者及び連携事業者との事業計画を記載してもらいます。

別記様式

店舗等新築改修費補助事業 事業計画書

新築／改築等の別	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 改築、改修、改装 (いずれかに□)	
工事を行う物件	店舗等工場の業種 (営業内容がわかるように記載してください)	学習塾
	店舗等工場の住所	富良野市 町 番 号 階
	所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 自己所有 (いずれかに□)
	物件所有者 (自己所有の場合記入不要)	住所 氏名
位置図	※別紙でもかまいません。	
工事の内容		
工事の施工業者	(住所) (会社名)	
店舗の営業時間		
特記事項	(連携事業者) · 住所 富良野市〇〇町〇〇番〇〇号 · 氏名 〇〇 〇〇 · 業種 アクセサリー販売業 (連携事業計画) · 主たる事業 学習塾 (毎週月・水・金曜日) · 連携事業 アクセサリー販売業 (毎週火・木曜日)	

※書ききれない場合は別紙にご記入ください。

【申請時の添付書類】

- 1 住民票又は登録現票記載事項証明書、法人登記事項証明書
 - 2 事業計画書（本様式）
 - 3 工事の見積書
 - 4 収支予算書
 - 5 納税証明書
 - 6 (自己所有物件の場合) 建物と土地の所有者がわかる書類（写）
 - 7 (賃貸物件の場合) 賃貸契約書（写）
 - 8 工事を施工する店舗等の施工前の写真
 - 9 暴力団員ではない旨の誓約書
 - 10 納税対応状況申出書
 - 11 市長が必要と認める書類
- ※連携事業者がいる場合は1、4、5、9、10を添付

別記様式

新規出店家賃補助事業 事業計画書

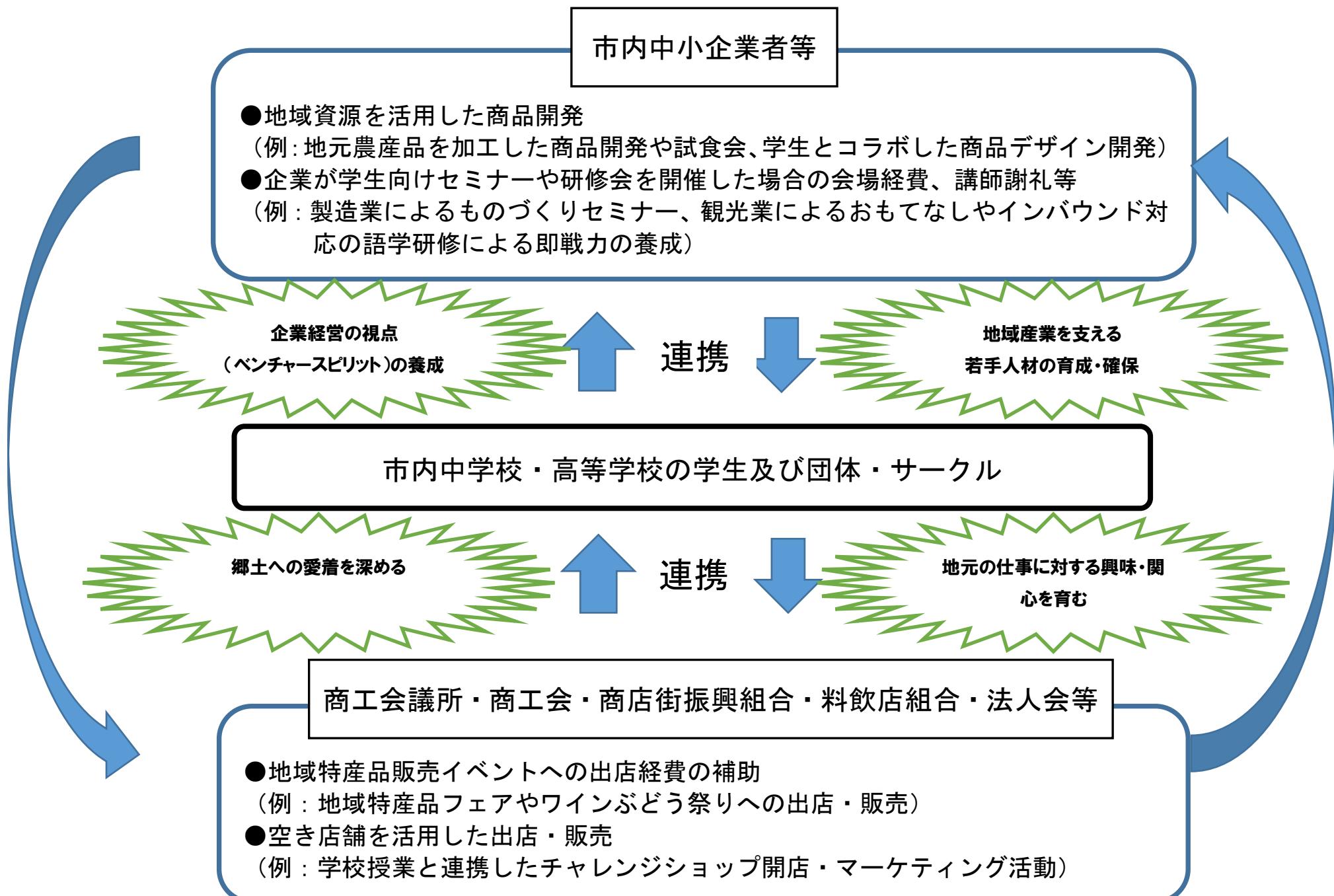
開業する物件	店舗等の業種 (営業内容がわかるよう記載してください)	学習塾 (確認欄) <input checked="" type="checkbox"/> わたしは市内で店舗等を自ら経営していた経歴はありません
	店舗等の住所	富良野市 町 番 号 階
	営業時間	
	物件所有者	住所 氏名
	賃貸契約締結日	
	賃借開始日	
	店舗等の営業開始日	
居住の有無	<input type="checkbox"/> 居住している <input checked="" type="checkbox"/> 居住していない ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	
位置図	※別紙でもかまいません。	
特記事項	(連携事業者) · 住所 富良野市〇〇町〇〇番〇〇号 · 氏名 〇〇 〇〇 · 業種 アクセサリー販売業 (連携事業計画) · 主たる事業 学習塾 (毎週月・水・金曜日) · 連携事業 アクセサリー販売業 (毎週火・木曜日)	

※書ききれない場合は別紙にご記入ください。

【申請時の添付書類】

- 1 住民票(謄本)又は登録現票記載事項証明書、法人登記事項証明書
 - 2 事業計画書(本様式)
 - 3 補助金等交付申請額算出調書
 - 4 納税証明書
 - 5 賃貸契約書(写)(貸主が法人の場合、法人登記事項証明書)
 - 6 暴力団員ではない旨、貸主との関係に関する誓約書
 - 7 営業許可が必要な業種については許可証(写)
 - 8 納税対応状況申出書
 - 9 市長が必要と認める書類
- ※連携事業者がいる場合は1、4、6、7、8を添付

学卒者地元就職促進事業（案）の具体的なイメージ



(案)

平成30年1月22日

富良野市長 能登芳昭様

富良野市中小企業振興促進審議会
会長 平沢幸雄

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の見直し等について（答申）

平成29年12月11日付けで諮問された下記の件について、妥当なものと答申する。

記

1. 諒問事項

富良野市中小企業振興条例に基づく
富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

以上